

1 計画の概要

(1) 目的・背景

長崎市では、平成15年の男児誘拐殺人事件を受け、平成16年に「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」を施行し、安全で安心なまちづくりに取り組んできたが、平成19年に伊藤前市長銃撃事件が発生するなど、安全で安心なまちづくりに向けたさらなる取組みが求められることとなり、平成21年3月に「長崎市安全・安心まちづくり行動計画」を策定している。

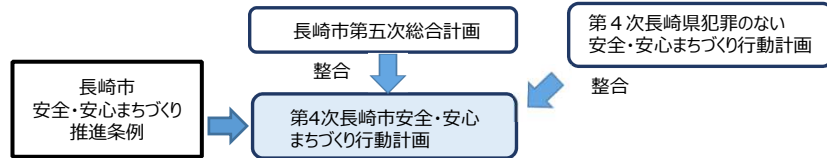
これまでの経緯及び現状を踏まえて、犯罪のない安全で安心なまちづくりに資するため、総合的かつ計画的な推進を図る次期行動計画を策定するもの。

安全の範囲

この計画における「安全」とは、長崎市安全・安心まちづくり推進条例を踏まえ、個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪に係る安全とする。

(2) 位置付け

この計画は、「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」を踏まえ、「長崎市第五次総合計画」及び「第4次長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」との整合を図る。



(3) 計画期間

長崎市第五次総合計画との整合を図るため、次のとおりとする。(R4年度～R7年度)

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
第四次総合計画	長崎市第五次総合計画（前期基本計画）			
第3次安全・安心まちづくり行動計画	第4次長崎市安全・安心まちづくり行動計画（4年）			

(4) 策定スケジュール

	12月	1月	2月	3月
事務局	素案作成		パブコメ	原案作成
推進本部	①骨子案検討			②原案検討
推進本部幹事会		①素案検討		②原案検討
推進協議会	①骨子案検討	②素案検討		③原案検討

2 計画の基本理念

長崎市安全・安心まちづくり推進条例では、「市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりを、市、市民及び事業者が一体となって総合的に推進し、もって個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪のない社会を実現すること」を目的としている。

計画の基本理念は、この条例の目的を踏まえて、第3次計画と同様に次のとおりとする。

市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現

3 計画の基本方向

次期計画では、より分かりやすい基本方向とするため、対象を明確にし、「意識づくり」「地域づくり」「社会づくり」の3つを基本方向とする。

第4次計画（案）	第3次計画
【意識づくり】 市民を対象として、「自分の安全は、自分で守る」という自主防犯意識と「 自らが犯罪を起こさない 」という規範意識の高揚を図ります。	【意識づくり】 「自分の安全は、自分で守る」という自主防犯意識の高揚を図ります。
【地域づくり】 それぞれの地域において、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自主防犯活動の推進を図ります。	【地域づくり】 「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自主防犯活動の推進を図ります。
【社会づくり】 全市的な取組みとして、「犯罪にあわない、起こさせない」ための 環境整備等 を図ります。	【環境づくり】 「犯罪にあわない、起こさせない」ため、 防犯に配慮した施設等の整備 を図ります。

近年、SNSに起因する犯罪、誹謗中傷の被害事例が増加傾向にある。インターネットは使い方を誤ると自分や他人を傷つけることになるため、規範意識を高めることが求められている。このような事例を踏まえ、「意識づくり」については、規範意識の高揚を追加する。

【参考】

刑法犯認知件数の推移（長崎市）

